

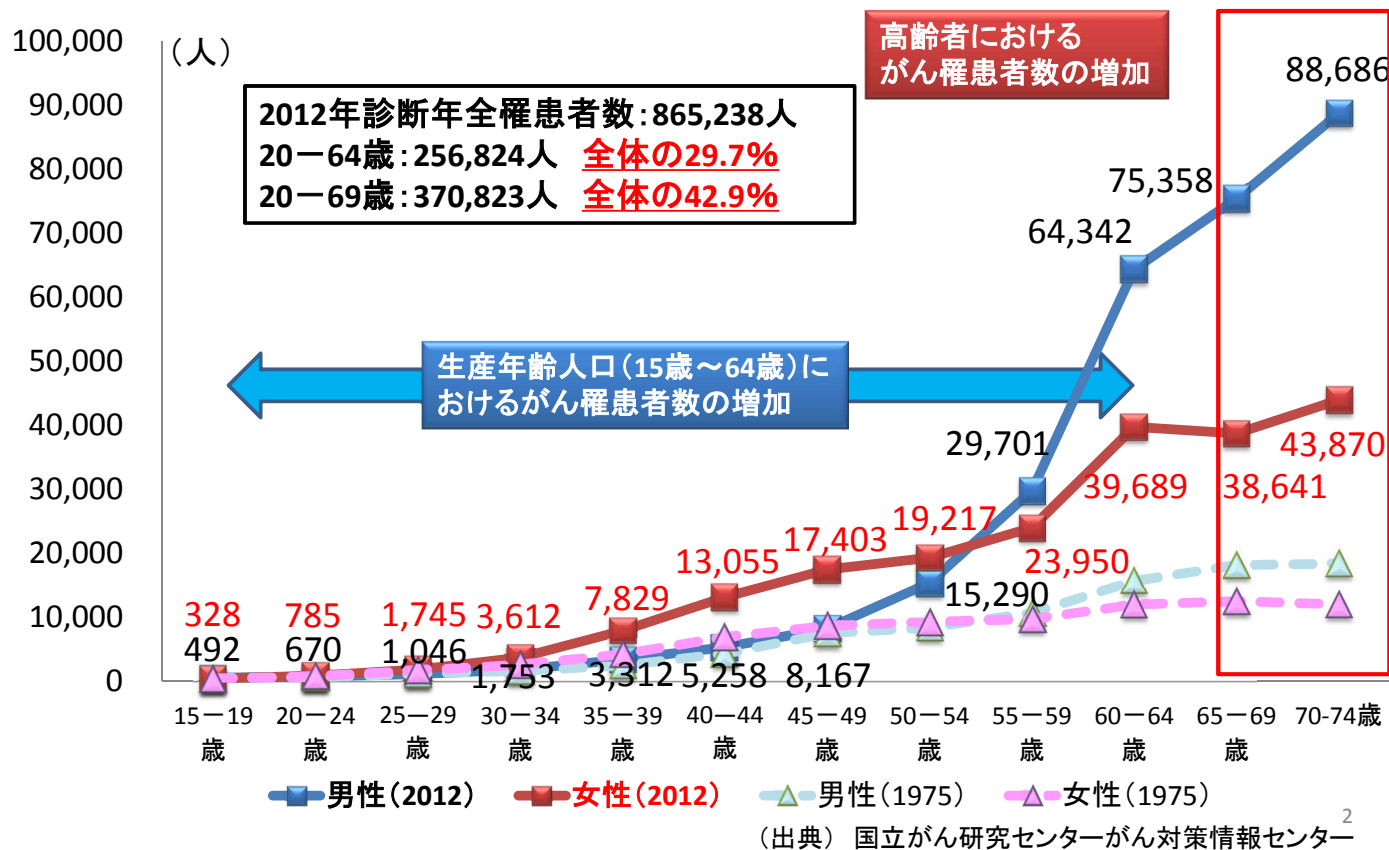
がん患者の就労を含めた社会的な問題への これまでの対策について

がん患者の就労を含めた社会的な問題への対策の経緯

平成24年6月	第2期がん対策推進基本計画閣議決定 ・重点的に取り組むべき課題に「働く世代や小児へのがん対策の充実」 ・分野別施策に「がん患者の就労を含めた社会的な問題」を追加	①
平成25年4月	「がん患者の就労に関する総合支援事業」(平成25年度～) 「治療と職業生活の両立等の支援対策事業」(平成25年度～) 「がん患者等に対する就職支援モデル事業」(平成25～27年度) 開始	② ③ ④
平成26年2月	「がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会」(計5回)開催	
平成26年8月	「がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会」報告書とりまとめ	⑤
平成27年6月	「がん対策推進基本計画中間評価報告書」とりまとめ	⑥
平成27年12月	がん対策加速化プラン策定	⑦ ⑧
平成28年2月	「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」公表	⑨
平成28年4月	「がん患者の就労に関する総合支援事業」「治療と職業生活の両立等の支援対策事業」を引き続き実施 ハローワークが拠点病院等と連携して行う「がん患者等に対する就職支援事業」を全国展開	② ③ ⑩

性別・年齢別がん罹患患者数

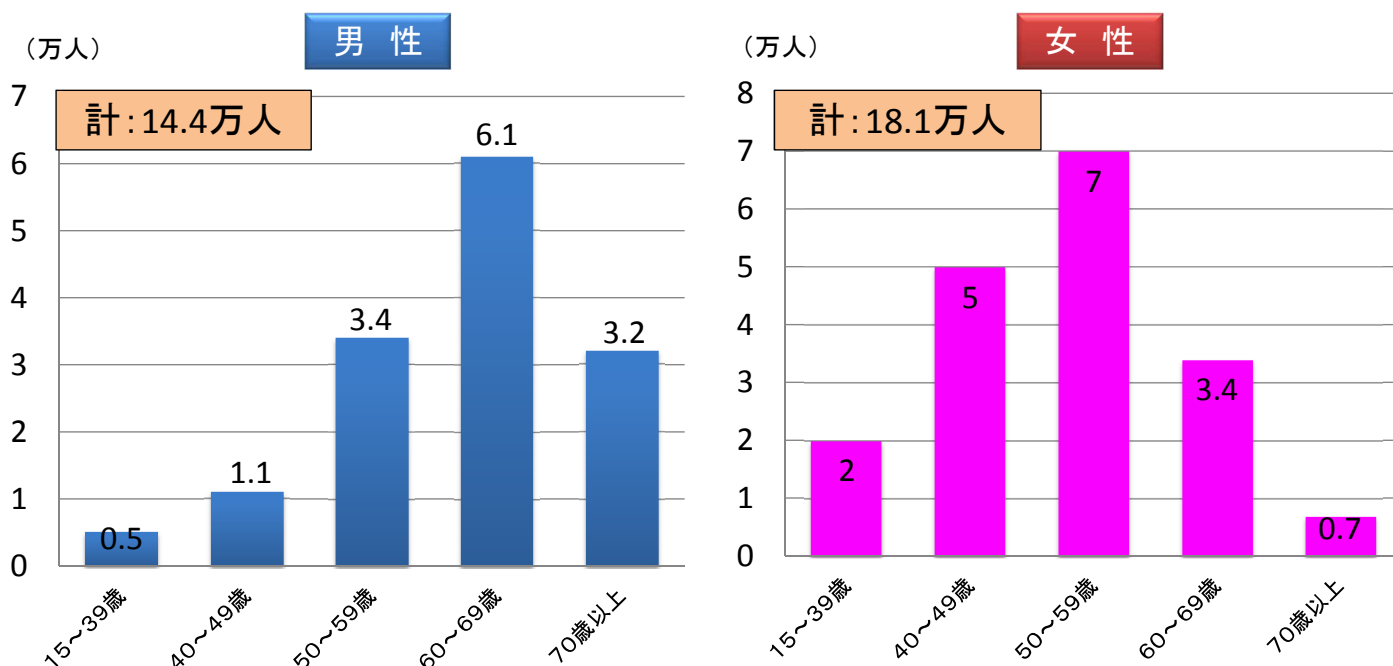
がん患者の約3人に1人は就労可能年齢で罹患



平成26年2月 第1回がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会資料再掲

仕事を持ちながら悪性新生物で通院している者

悪性新生物の治療のため、仕事を持ちながら通院している者は32.5万人いる



※ 仕事をもっているとは、調査月に収入を伴う仕事を少しでもしたことを行い、被雇用者のほか、自営業主、家族従事者等を含む。

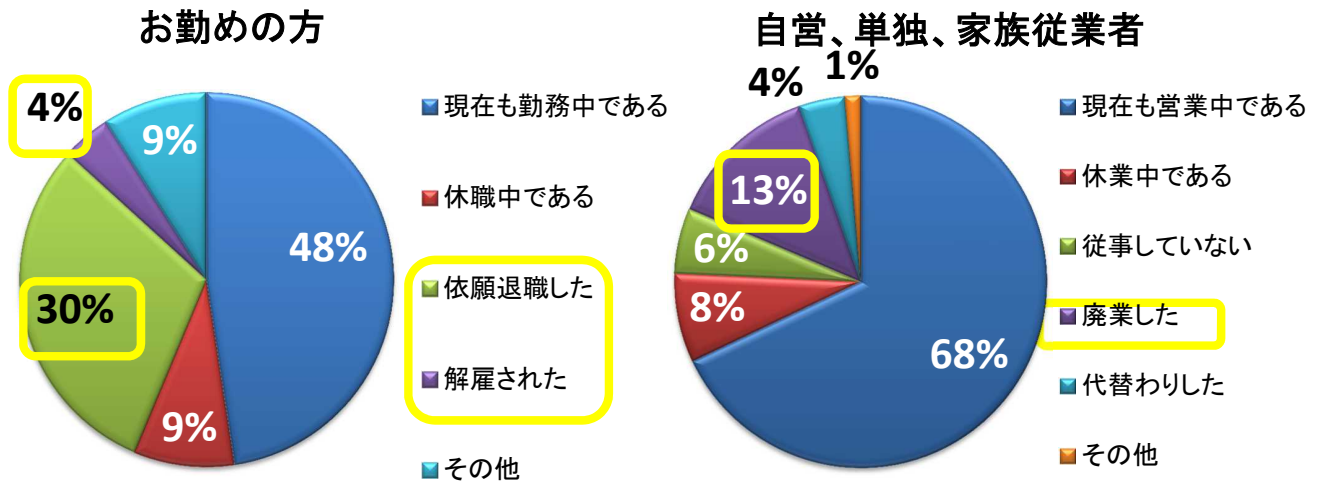
資料: 厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」を基に同省健康局にて特別集計したもの³

がん患者・経験者の就労問題

がん患者を対象に調査を行った結果、がんの診断後、

- ・勤務者の34%が依願退職、解雇されている。
- ・自営業等の者の13%が廃業している。

診断時点にお勤めしていた会社や営んでいた事業等について



出典：厚生労働科学研究費補助金、厚生労働省がん研究助成金「がんの社会学」に関する合同研究班
(主任研究者 山口 建)(平成16年)

①がん対策推進基本計画の「がん患者の就労を含めた社会的な問題」に関する記載概要 (平成24年6月)

がん患者の就労を含めた社会的な問題

【取り組むべき施策】

- ・がん以外の患者へも配慮しつつ、がん患者・経験者の就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場でのがんの正しい知識の普及、事業者・がん患者やその家族・経験者に対する情報提供・相談支援体制のあり方等を検討し、検討結果に基づいた取組を実施する。
- ・働くことが可能かつ働く意欲のあるがん患者が働けるよう、医療従事者、産業医、事業者等との情報共有や連携の下、プライバシー保護にも配慮しつつ、治療と職業生活の両立を支援するための仕組みについて検討し、検討結果に基づき試行的取組を実施する。
- ・がん患者も含めた患者の長期的な経済負担の軽減策については、引き続き検討を進める。
- ・医療機関は、医療従事者にとって過度な業務負担とならないよう健康確保を図った上で、患者が働きながら治療を受けられるように配慮するよう努めることが望ましい。
- ・事業者は、がん患者が働きながら治療や療養できる環境の整備、さらに家族ががんになった場合でも働き続けられるような配慮に努めることが望ましい。また、職場や採用選考時にがん患者・経験者が差別を受けることのないよう十分に留意する必要がある。

【個別目標】

がん患者・経験者の就労に関するニーズや課題を3年以内に明らかにした上で、国、地方公共団体、関係者等が協力して、がんやがん患者・経験者に対する理解を進め、がん患者・経験者とその家族等の仕事と治療の両立を支援することを通じて、抱えている不安の軽減を図り、がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築を目標とする。

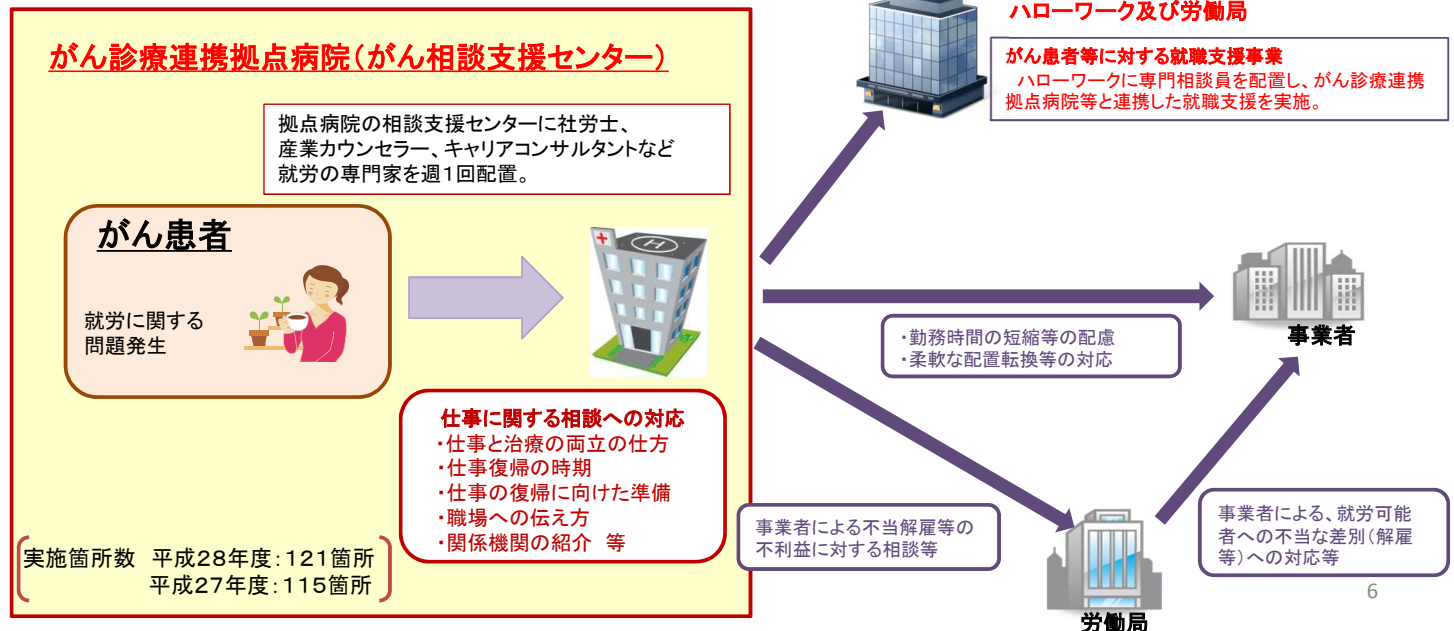
②がん患者の就労に関する総合支援事業(平成25年度～)

趣 旨

○がん患者は、生活費や治療費などの経済面はもとより、仕事と治療の両立の仕方や仕事への復帰時期等に不安を抱いており、就労を維持するための情報提供や相談体制の整備が望まれている。

※がん対策基本法(平成18年法律第98号)に基づき国が策定する「がん対策推進基本計画」(以下「基本計画」)においては、平成24年6月に見直しを行い、重点的に取り組むべき課題として「働く世代や小児へのがん対策の充実」が重点課題とされたところ。

○本事業は、がん診療連携拠点病院の相談支援センター等に就労に関する専門家を配置し、がん患者が抱える就労に関する問題をくみ上げ、就労に関する適切な情報提供と相談支援を行うことを目的とする。

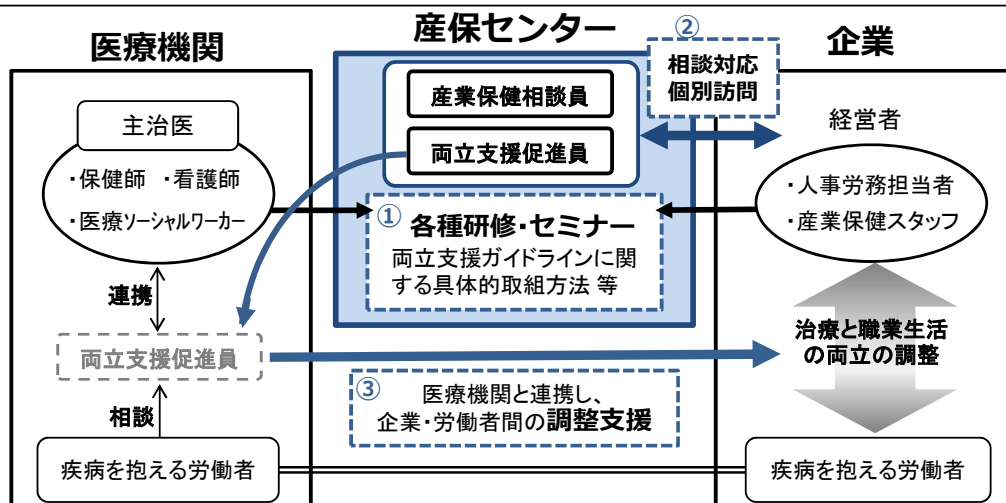


6

③治療と職業生活の両立支援関係事業(平成25年度～)

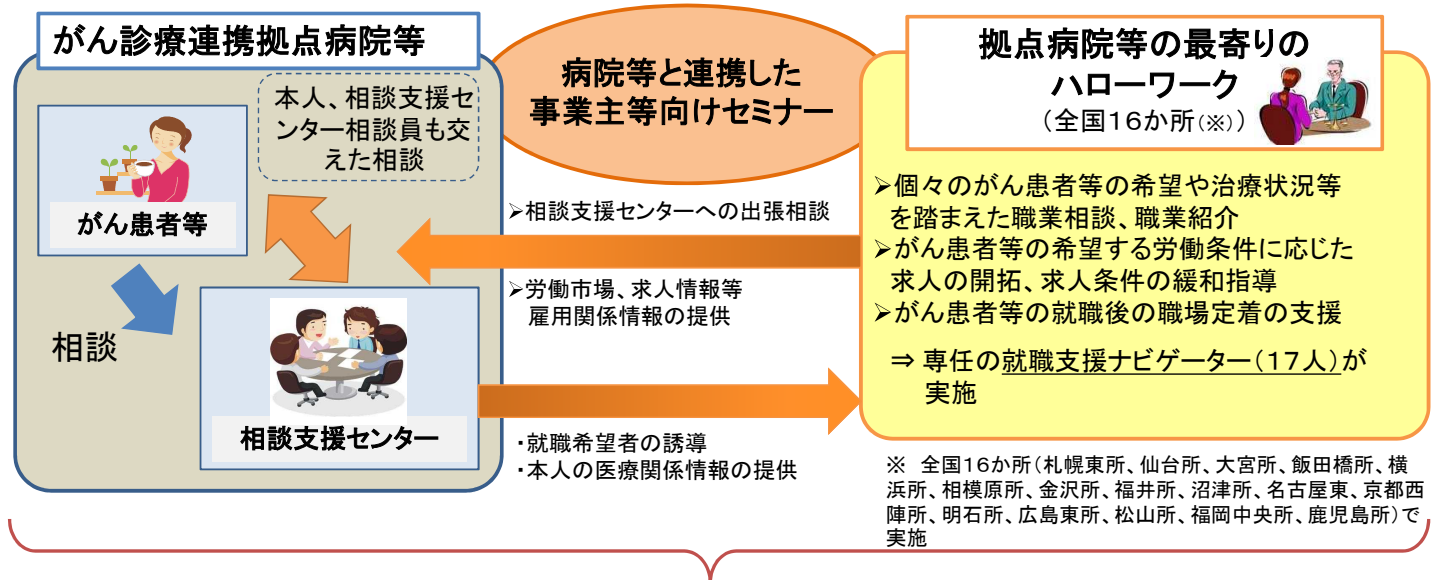
平成28年度の主な事業内容

- 1 「治療と職業生活の両立支援ガイドライン」の充実、普及
疾患別の「留意事項」、「主治医向けマニュアル」を作成、周知
- 2 両立支援に取り組む関係者に対する支援(都道府県産業保健総合支援センターの支援事業)
 - ① 経営者等の啓発セミナー、人事労務担当者、産業保健スタッフ、医療関係者の専門的研修
 - ② 両立支援に係る相談対応・企業の個別訪問指導
 - ③ 医療機関(主治医等)と連携し、企業と労働者間の具体的調整を支援
 - ④ 労災病院に併設する治療就労両立支援センター等との連携による支援



④がん患者等に対する就職支援モデル事業(平成25年度～平成27年度)

- 25年度から、ハローワークに専門相談員を配置し、がん診療連携拠点病院等と連携したがん患者等に対する就職支援モデル事業を開始し、平成26年度は全国12か所において実施。
- 27年度は、がん患者等の就職支援を更に推進するため、**モデル事業の実施箇所数を拡充(全国12か所→16か所)**するとともに、**事業主等向けのセミナーを新たに実施**。また、蓄積した就職支援ノウハウや知見を幅広く共有し、本格的な支援の取組みにつなげるため、成果報告書を作成。



就職支援に関するノウハウ・知見の蓄積や普及(成果報告書の作成)

8

⑤がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会報告書 概要 (平成26年8月)

「らしく、働く ～仕事と治療の調和に向けて～」

平成24年6月に閣議決定されたがん対策推進基本計画では、全体目標に「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」が新たに加えられ、重点課題として「働く世代へのがん対策」が位置づけられるとともに、がん以外の患者へも配慮しつつ、3年以内にがん患者等の就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、社会的理解の推進や就労支援策を講じることとされた。

がん患者・経験者とその家族の就労に関するニーズ・課題

○ がん患者・経験者(がん患者等)とその家族 ・がんや治療に伴う身体的・心理的・社会経済的な問題 ・病状等の説明力が十分ではない ・相談先がわからない ・職場等に病状を伝えるにくい	○ 小児がん経験者 ・晩期合併症による就労が難しい ・自立性や社会性の獲得が十分ではない ・就学、進学、就労の連携が十分ではない ・既存施策が十分に活用されていない	○ 医療機関 ・がん患者等の就労ニーズの把握が十分ではない ・就労継続を意識した説明、声かけが十分ではない ・就労支援に関する知識、技量、情報が十分ではない ・職場との情報共有が十分ではない	○ 企業 ・がんは私傷病であるため、手厚い対応が難しい ・相談体制、情報が十分ではない ・病状の把握が難しい ・主治医と産業保健スタッフ(産業医・保健師等)との連携が十分ではない ・経営的な負担がある	○ その他 ・国民のがんに対する知識が十分ではない ・関係者の連携が十分ではない ・活用可能な制度の周知が十分ではない
--	--	---	---	--

相談先がわからない、活用できる既存の制度・仕組みを知らない。

就労支援の取組

○がん患者・経験者とその家族 自身ができることを伝える ・自身の病状を理解し、自分ができることや配慮してほしいことを明確に伝える 小児がん経験者 ・拠点病院や小児がん拠点病院等の相談支援センターの活用 ・HWの就職支援メニューの活用 ・HWにおける企業との効果的なマッチング	○がん診療連携拠点病院 「今すぐに仕事を辞める必要はない」と伝える取組 ・がん患者の就労に対するニーズの把握 ・就労継続を意識した治療方針説明の強化 ・就労に関する知識を有する専門家(社会保険労務士等)と連携した相談対応 ・土曜・休日の診療の試行的取組・医療従事者や相談員に対する研修の実施 ・患者会との連携	○ 企業 がん患者等の人材活用 ・がん患者との認識の共有 ・がん患者と主治医と産業保健スタッフ(産業医・保健師等)が連携した病状、配慮事項の共有 ・地域窓口(地域産業保健センター)と連携した相談支援、人材育成の体制整備 ・従業員に対する研修の実施	○ハローワーク(HW)等 就職支援制度の周知と活用の推進 ・がん患者等に対する就職支援モデル事業の拡充 ・就職支援に関するノウハウ・知見の共有 ・就職支援メニューの活用推進 ・チーム支援 ・トライアル雇用奨励金 ・ジョブコーチ支援制度 ・特定求職者雇用開発助成金 ・産業保健総合支援センターの活用推進	○ その他(国民の理解・国の取組等) がんと就労の理解と関係者の連携の促進 ・国民への普及・啓発 ・情報発信 ・がん教育 ・好事例の収集及び当該企業の表彰による後押し ・市民公開講座の活用
---	---	---	--	---

病気になっても自分らしく生き活きと働き、安心して暮らせる社会の構築

9

⑥基本計画中間評価の「がん患者の就労を含めた社会的問題」に関する記載概要 (平成27年6月)

(進捗及び指標測定結果)

- 平成25年度より、がん診療連携拠点病院における就労支援体制の整備の推進
- ハローワークと拠点病院の連携による就職支援モデル事業の実施
- 治療と職業生活の両立支援事業において、事例集の作成など事業者への周知
- 厚生労働科学研究費がん対策推進総合研究事業において、病院における就労支援プログラム等の検討。

	平成27年
就労とがん治療を両立させるために勤務先から支援が得られたがん患者の割合	68.3%
がん休職後の復職率	84.5%
がん治療のために退職した患者のうち新規就労した者の割合	47.2%

(がん対策推進協議会としてさらに推進が必要と考える事項)

- 「がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会」の検討結果を踏まえ、就労支援の一層の推進。
- 患者の病状、配慮事項の共有等、医療機関と雇用・労働関係機関、企業が連携した就労支援の充実

10

⑦「がん対策加速化プラン」の「がん患者の就労を含めた社会的問題」に関する記載 抜粋 (平成27年12月)

＜現状と課題＞

- 平成25年のがん患者の実態調査では、仕事の状況の変化について、依願退職または解雇された者の割合(34.6%)は平成15(2003)年(34.7%)に比べて変化がない。
- 仕事を継続するためには、症状のコントロールや周囲の理解・支えが重要である。
- がん患者の支援では、質の高い医療の提供のみならず、本人の状況に応じ、福祉的な支援、就労支援を提供することも重要である。しかし、複合的な課題を有し、特に分野をまたがる課題を有している場合には、総合的な支援の提供が容易ではないために適切な支援が受けられないなどの例が見られる。

＜実施すべき具体策＞

- 拠点病院等のがん相談支援センターを活用した仕事の継続を重視した相談支援の実施、就労相談を重視した地域統括相談支援センターの設置を進めていく。
- ハローワークが拠点病院等と連携して実施する就職支援モデル事業を全国展開していくとともに、事業主向けセミナーや就職支援ナビゲーターの交流会の実施なども進めていく。
- すでに仕事を持っている患者が、就労の継続が可能であるにもかかわらず、本人の理解不足や企業の支援体制の不足などにより、がん罹患したことだけをもって直ちに辞職したり解雇されたりすることがないよう、がん等の疾病を有する患者が治療と職業生活を両立できるよう支援するための企業向けガイドラインを策定し、事業者団体等と協力しながら、ガイドライン等の普及啓発を推進する。
- 全国の産業保健総合支援センターに所属する専門の相談員がモデルケースとして、必要に応じて医療機関や企業に出向きながら、がん患者等が就労を継続することができるよう、関係者間の調整や相談対応等を支援する。
- がん患者等に対する総合的な支援の提供を図るため、関係機関等とのネットワークを強化し、がん患者等が抱える複合的な課題に対する適切なアセスメントや支援のコーディネート、調整に至る一貫した支援の仕組みの構築を進める。

⑧「がん対策加速化プランへの提言」において次期計画策定時に検討すべきとされた事項 (平成27年12月)

医療機関、医療従事者に関する事項

- ・ 時間外、休日に薬物療法を実施する医療機関に対するインセンティブ付与
- ・ 拠点病院以外の看護師等に対する、広く就労支援に関する基本的知識を取得するための研修機会の確保
- ・ 医療従事者、相談員に対するがんと就労に関する研修の提供
- ・ 労災病院、産業医等によるがん就労可能性評価の実施
- ・ 「がん患者指導管理料」の活用実態の把握及び看護外来・薬剤師外来の拡大
- ・ 研修を受けた経験者による就労支援の推進
- ・ 患者の生活背景に応じた治療計画と配慮事項、対処方法、見通しを伝えることを重視した対策の実施

相談支援に関する事項

- ・ 研修を受けた経験者による就労支援の推進

事業者に関する事項

- ・ 心身の両面について医学的側面から個別のアプローチを行える産業看護職の配置の促進

その他

- ・ 中小企業や個人事業主、非正規雇用者に対する就労支援の充実
- ・ がん患者の就労に関し、障害者雇用促進法に相当するがん患者雇用支援制度の適用
- ・ ハローワークにおける、障害者就労支援と同等のがん患者就労支援
- ・ 企業助成金、休職中の社員への社会保障に対する企業負担の減免、休暇制度の改定等を議論する「がん医療に関わる社会保障制度のあり方検討会」の設置

12

⑨病気を抱える方の治療と仕事の両立支援に関するガイドライン

がん、脳卒中などの疾病を抱える従業員に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と仕事が両立できるようにするため、職場における取組などをまとめた企業向けの「ガイドライン」を公表（平成28年2月23日）

※平成27年度は参考資料としてがんに関する留意事項をまとめた。今後、その他の疾患についても順次作成していく予定。

概要

治療と仕事の両立支援のため企業が取り組むべき環境整備

■研修等による両立支援に関する意識啓発

当事者やその同僚となりうる全ての労働者や管理職に対して研修等を通じて意識啓発

■相談窓口の明確化等

労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口及び情報の取扱い等を明確化

■休暇・勤務制度の整備

短時間の治療が定期的に繰り返される場合等に対応できる休暇・勤務制度を検討・導入

【休暇制度】時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇

【勤務制度】短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤制度、試し出勤制度

がんに関する留意事項

■がん治療の特徴を踏まえた対応

治療の長期化、予期せぬ副作用等の出現等から、経過によって就業上の措置や治療への配慮の内容を変更する必要

■メンタルヘルス面への配慮

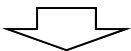
がんの診断が主要因となってメンタルヘルス不調に陥る場合もあるため、適切な配慮を行う必要

⑨病気を抱える方の治療と仕事の両立支援に関するガイドライン

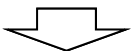
治療と仕事の両立支援のための取組の進め方

① 労働者が事業者へ申出

- ・労働者から、主治医に対して、業務内容等を記載した書面を提供
- ・それを参考に主治医が、症状、就業の可否、作業転換等の望ましい就業上の措置、配慮事項を記載した意見書を作成
- ・労働者が、主治医の意見書を事業者へ提出



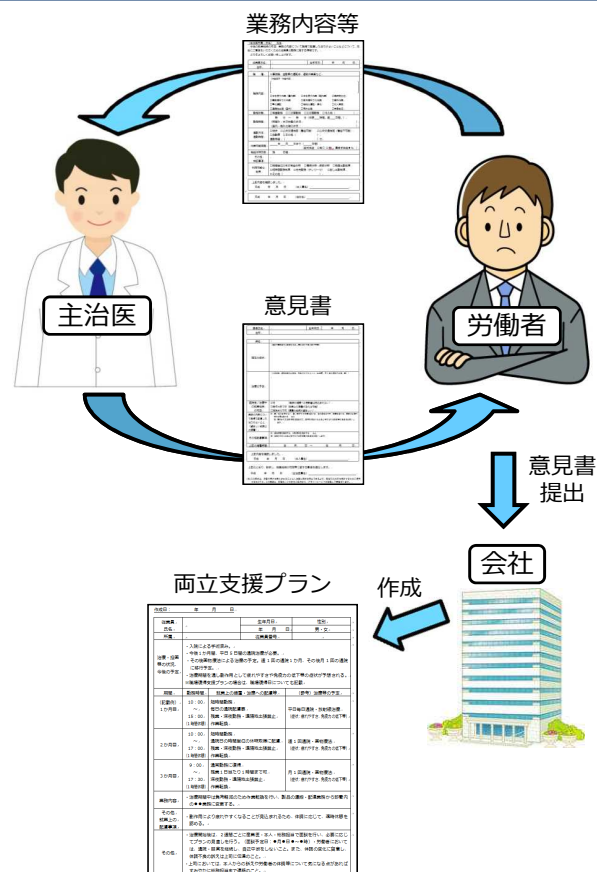
② 事業者が産業医等の意見を聴取



③ 事業者が就業上の措置等を決定・実施

- ・事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、就業の可否、就業上の措置（作業転換等）、治療への配慮（通院時間の確保等）の内容を決定・実施

※「両立支援プラン」の作成が望ましい



⑩がん患者等に対する就職支援事業

平成28年度予算額 247百万円(27年度予算額85百万円)

- 25年度から、ハローワークに専門相談員を配置し、がん診療連携拠点病院等と連携したがん患者等に対する就職支援モデル事業を開始。
- 28年度からは、3年間のモデル事業で蓄積した就職支援ノウハウや知見を幅広く共有し、がん患者等の就職支援について、事業の実施箇所数を拡充し、全国で実施。

